

不法投棄防止啓発ツール制作業務委託仕様書

1 委託業務名

不法投棄防止啓発ツール制作業務

2 目的

不法投棄防止啓発ツールを作成し、産業廃棄物排出事業者等への周知・啓発活動及び不法投棄情報ネットワーク連絡会議等で活用することにより、不法投棄に関する意識の醸成や監視体制の充実を図る。

3 委託業務を締結する期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

4 納品期限

令和7年9月26日（金）

5 業務概要

- (1) 不法投棄防止啓発ツールの作成
- (2) 仕分及び送付
- (3) 成果報告書の作成

6 業務の内容

- (1) 不法投棄防止啓発ツールの作成

以下のとおり制作すること

なお、啓発ツールの制作に当たっては、デザインに「みやざき犬」（カラー）を使用すること。

① ノベルティグッズ

ノベルティグッズの製作に当たっては、デザインに不法投棄防止に関する文言とともに、「みやざき犬」を使用すること。

- ・手配りチラシ／4, 800部／名入れ（カラー）／A4／カラー両面／コート73Kと同等以上
- ・黒ボールペン／3, 600本／名入れ（1色印刷色指定なし）／ペンのメーカー自由
- ・ポケットティッシュ／3, 600部／名入れ（カラー）／6枚入り／ラベル封入
- ・マグネットステッカー／1, 200部／名入れ（カラー）／縦80mm×横250mm／材質：マグネット、塩ビ、PETラミネート／「不法投棄監視中」の文言を入れること。

②不法投棄に関する文言（例）

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）により、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反して廃棄物を捨てることを不法投棄ということ。
- ・ 不法投棄を行った者には、罰則があること。（廃棄物処理法第 25 条第 1 項及び同法第 32 条）
- ・ 土地の所有者・管理者は、管理責任により不法投棄された廃棄物を自ら処分しなくてはならない場合があること。
- ・ 敷地内などへ不法投棄された物を公共の場（河川敷や公園など）へ動かす行為も不法投棄と同等の扱いになること。
- ・ 廃棄物の不法投棄は、景観を損なうだけでなく、悪臭や地下水の汚染など住民の健康や生活に悪影響を及ぼすおそれがあること。
- ・ 廃棄物の不法投棄に係る原状回復には、多大な労力や費用が必要となる場合があること。
- ・ 不法投棄を発見した際の通報先（下図参照）

不法投棄を発見した際の通報先

通報先	電話番号	管轄区域
宮崎市環境指導課	0985-21-1763	宮崎市
中央保健所	0985-28-2111	国富町 綾町
日南保健所	0987-23-3141	日南市 串間市
都城保健所	0986-23-4504	都城市 三股町
小林保健所	0984-23-3118	小林市 えびの市 高原町
高鍋保健所	0983-22-1330	西都市 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 都農町
日向保健所	0982-52-5101	日向市 門川町 諸塚村 椎葉村 美郷町
延岡保健所	0982-33-5373	延岡市
高千穂保健所	0982-72-2168	高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
宮崎県循環社会推進課	0985-26-7083	宮崎市を除く県内全域

宮崎県不法投棄情報ネットワーク連絡会議の構成員

一般社団法人宮崎県産業資源循環協会／九州電力株式会社宮崎支店／宮崎県漁業協同組合連合会／一般社団法人宮崎県建設業協会／宮崎県森林組合連合会／宮崎県造林素材生産事業協同組合／一般社団法人宮崎県トラック協会／宮崎県内水面漁業協同組合連合会／宮崎県農業協同組合／
一般社団法人宮崎県猟友会／公益社団法人食品容器環境美化協会宮崎地方連絡会議／一般社団法人宮崎県警備業協会／一般社団法人宮崎県タクシー協会

(2) 仕分及び送付

県が指定する数量に仕分けし、県内 17 箇所に送付すること。

(3) 成果報告書の作成

- ・ 報告書
- ・ 指定の納品場所に納品したことが確認できる書類
- ・ 制作物のデザインに係る電子媒体（CD-ROMに収録し、提出すること。）

7 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

8 成果品の納入場所

県が別途指定する数量を一般社団法人宮崎県産業資源循環協会各支部（県内 4 箇所）及び不法投棄情報ネットワーク連絡会議参加団体（県内 12 団体）に提出すること。

また、残部については、宮崎県環境森林部循環社会推進課に提出すること。

9 著作権等

本仕様書により作成された成果品及びそのデザイン等のデータ等全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、個人情報保護に関する法律及び宮崎県個人情報保護条例を遵守すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して定める。